

石監第 35 号
令和4年8月30日

石垣市長 中山 義隆 様

石垣市監査委員 前原 博一
同 長 山家 康

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき審査を行った結果、監査委員の合議により、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

健全化判断比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠し、市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の期間

令和4年8月4日から同年8月30日まで

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

4 審査の意見

(1) 個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すとされている。

(単位：千円・%)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一 般 会 計	759,009
	一般会計等に属する特別会計	
	港湾事業特別会計（普通会計）	0
	石垣市都市計画土地区画整理事業特別会計	34,230
合 計		793,239

当年度の一般会計等における実質収支額は、7億9,323万9,000円の黒字となっている。

一般会計における市債、地方交付税及び法人事業税等の歳入増により、実質黒字額は前年度1億5,306万3,000円と比べ、6億4,017万6,000円の増加となっている。

(単位：千円・%)

	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	実質赤字比率 (A/B)×100	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和3年度	△793,239	15,271,404	△5.19	12.76	20.00
令和2年度	△153,063	14,522,078	△1.05	12.81	20.00
増 減	640,176	749,326	4.14	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準の12.76%を下回っている。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、前記の一般会計等に特別会計及び公営企業の収支額を合算した「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、赤字の程度を指標化し運営の深刻度を表すとされています。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支・剰余金額
一 般 会 計	759,009
一般会計等に属する特別会計	
港湾事業特別会計（普通会計）	0
石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	34,230
小 計	793,239
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	
国民健康保険事業特別会計	203,952
介護保険事業特別会計	209,840
後期高齢者医療事業特別会計	3,976
小 計	417,768
法適用企業	
水道事業会計	2,674,920
下水道事業会計	417,614
小 計	3,092,534
法非適用企業	
港湾事業特別会計	77,476
小 計	77,476
合 計	4,381,017

すべての会計において黒字であり、実質収支及び剰余金の合計額は43億8,101万7,000円となる。前年度の実質収支及び剰余金合計額35億6,132万8,000円と比べ、8億1,968万9,000円増加となっている。主な要因は、介護保険事業特別会計5,659万3,000円、港湾事業特別会計4,963万6,000円、外2件の特別会計が減少したものの、一般会計6億4,094万5,000円、水道事業会計1億4,575万1,000円、下水道事業会計1億5,159万7,000円、外1件の特別会計が増加したことによる。

(単位：千円・%)

	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	連結実質赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和3年度	△4,381,017	15,271,404	△28.68	17.76	30.00
令和2年度	△3,561,328	14,522,078	△24.52	17.81	30.00
増 減	819,689	749,326	4.16	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額及び剰余金額は黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準の17.76%を下回っている。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した3か年度平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重いことを示し、資金繰りの危険度を表すとされている。

(単位：千円・%)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
公債費に係る一般財源 (元利償還金－特定財源)	1,992,716	2,037,747	1,997,932
公営企業に要する経費の財源 とする地方債の償還の財源に 充てたと認められる繰入金	548,829	465,539	502,068
公債費に準ずる債務負担行為 に係るもの	0	0	0
一時借入金の利子	1	1	1
計 (A)	2,541,546	2,503,287	2,500,001

災害復旧等の基準財政需要額 (B)	1,304,565	1,312,241	1,282,877
基準財政需要額に算入された 公債費及び準元利償還金の額 (C)	280,751	304,443	317,203

標準税収入＋普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額 (D)	15,271,404	14,522,078	14,019,407
--------------------------------------	------------	------------	------------

比率（単年度） $\{(A-B-C)/(D-B-C)\} \times 100$	7.0	6.8	7.2
---	-----	-----	-----

実質公債費比率 (3か年度平均)	令和3年度 (R3～R元)	令和2年度 (R2～H30)	増減
	7.0	7.2	△0.2

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

当年度の単年度比率は7.0%で、前年度より0.2ポイント上昇しているが、3か年度の平均を示す実質公債費比率は7.0%で、前年度より0.2ポイント改善した。

当年度の実質公債費比率7.0%は、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率

将来負担比率は地方公共団体の借入金（地方債）等の現在抱えている負債の大きさについて、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等について、現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性があるか判断するものである。

（単位：千円・％）

区 分		令和3年度	令和2年度	増 減
将来負担額（A）		34,257,906	31,356,497	2,901,409
地方債の現在高	(a)	28,319,145	24,877,553	3,441,592
債務負担行為に基づく支出予定額	(b)	758	880	△122
公営企業債等繰入見込額	(c)	5,865,545	6,255,961	△390,416
退職手当負担見込額	(d)	70,932	220,547	△149,615
設立法人の負債額等負担見込額	(e)	1,526	1,556	△30

充当可能財源（B）		23,756,033	23,720,040	35,993
充当可能基金	(f)	4,057,714	5,127,863	△1,070,149
充当可能特定歳入	(g)	478,773	247,423	231,350
基準財政需要額算入見込額	(h)	19,219,546	18,344,754	874,792

標準財政規模（C）	15,271,404	14,522,078	749,326
-----------	------------	------------	---------

算入公債費等の額（D）	1,585,316	1,616,684	△31,368
-------------	-----------	-----------	---------

将来負担比率 $\{(A-B)/(C-D)\} \times 100$	76.7	59.1	17.6
-------------------------------------	------	------	------

早期健全化基準	350.0
---------	-------

※ 算入公債費等の額（D）は、前ページ（B）と（C）の合計である。

当年度の将来負担比率は76.7%で、前年度より約1.3倍上昇した。これは前年度に比べ、地方債の現在高が34億4,159万2,000円増加し、充当可能基金が10億7,014万9,000円減少した結果である。早期健全化基準の350.0%は下回っている。

（2）総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

①実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、算出された数値もマイナス値を示し、前年度に比べ4.14ポイントの減少、早期健全化基準の12.76%を下回り、良好な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率は、一般会計からの繰入金により黒字化しており、すべての会計において実質赤字額は生じておらず、マイナス値を示している。前年度に比べ4.16ポイント上昇したが、早期健全化基準の17.76%を下回り良好な状態にあると認められる。

③実質公債費比率は、単年度比率で前年度に比べ0.2ポイント上昇したが、3か年度の平均を示す比率は前年度に比べ0.2ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから良好な状態にあると認められる。

④将来負担比率は、一般単独事業債や教育・福祉設備等整備事業債等の地方債の増加に対し、充当可能基金の減少により前年度に比べ17.6ポイント上昇したが、早期健全化基準の350.0%を下回り良好な状態にあると認められる。

当年度の健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を下回り、良好である。しかし、将来負担額は平成29年度から5年連続増え続け、将来負担比率は増加している。地方債の現在高は前年度より34億円余り増加し283億1,914万5,000円となり、後年度に財政負担を残している。

令和4年度もクリーンセンター整備事業等の予算の大型化、子育て環境の充実や高齢化に伴う社会保障費など義務的経費の増加、公共施設等の老朽化に伴う大規模修繕や維持管理費の増加などが見込まれている。当年度の自主財源は、市税や諸収入等の減収により、前年度を下回ったが、今後も社会情勢を注視しつつ、独自の自主財源の確保に取り組むとともに、将来を見据えた健全な財政維持に努めていただきたい。

5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

資金不足比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠し、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の期間

令和4年8月4日から同年8月30日まで

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

4 審査の意見

資金不足比率は、公営企業等の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対して資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があるとみなされる。

（単位：千円・％）

会計名	区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
水道事業会計	資金剰余金	△2,674,920	△2,529,169	145,751
	資金不足額	—	—	
	事業の規模	1,361,299	1,363,109	1,810
	資金不足比率	△196.5	△185.5	11.0
下水道事業会計	資金剰余金	△417,614	△266,017	151,597
	資金不足額	—	—	
	事業の規模	142,387	136,612	5,775
	資金不足比率	△293.3	△194.7	98.6
港湾事業特別会計	資金剰余金	△96,653	△127,112	30,459
	資金不足額	—	—	
	事業の規模	315,674	303,250	12,424
	資金不足比率	△30.6	△41.9	11.3

経営健全化基準	20.00
---------	-------

※ 資金不足額が見られないため、資金剰余額を負の値で表示し比率を求めている。
ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

当年度の資金不足比率について、一般会計からの繰入金により黒字化しており、いずれの事業会計も資金不足は生じていない。また、資金剰余金を用いて比率を求めると、資金不足比率はすべてマイナス値を示し、経営健全化基準の20.00%を下回り、公営企業等の経営は概ね良好な状態にあると認められる。

5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

